

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部農業政策課
-------	-----	------	------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	544	協定	6,458	ha	96,058	万円
a 基礎単価の対象	257	協定	1,614	ha	17,671	万円
b 体制整備単価の対象	287	協定	4,845	ha	67,582	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	5	協定	138	ha	1,380	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	124	協定	1,099	ha	6,472	万円
(c) 集落協定広域化加算	5	協定	283	ha	657	万円
(d) 集落機能強化加算	3	協定	58	ha	175	万円
(e) 生産性向上加算	25	協定	869	ha	2,122	万円
イ 個別協定		協定		ha		万円
a 基礎単価の対象		協定		ha		万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象		協定		ha		万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定		ha		万円
合計	544	協定	6,458	ha	96,058	万円

【参考】

R3年耕地面積※	23,738	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	20	人	12	ha	177	万円

【参考】

ア 協定参加者数	11,059	人
イ 交付金配分額	96,058	万円
a うち個人への配分	58,236	万円
b うち共同取組活動	37,822	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	46	498		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	33	511		
b 水路・農道等の管理	66	478		
c 多面的機能を増進する活動	46	498		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	43	228	16	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	33	179	75	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		5		
c 急傾斜農地保全管理加算	13	111		
d 集落協定広域化加算		5		
e 集落機能強化加算	1	2		
f 生産性向上加算	5	20		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	286 (53%)	258 (47%)		

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

基礎的な活動である集落マスタープランに係る活動と農業生産活動等として取り組むべき事項は、全ての協定（544協定）で着実に取り組みがされており、最終年（R6年度）においても活動の実施が見込まれる。

また、加算措置に取り組む協定においても全ての協定で最終年（R6年度）までに目標達成が見込まれる。

一方で、体制整備単価協定（287協定）において必須となる集落戦略の作成は、16協定において、最終年までの作成に「不安がある」となっている。さらに話し合いに用いる地図の作成状況では、75協定において、「不安がある」となっている。

高齢化が進むなか、本制度に取り組むことにより、協定参加者が協力して農地等を保全し、耕作放棄の発生は抑制されているが、持続的な活動としていくための集落戦略については、作成に不安をかかえる協定が相当数あるため、総会などの集いの場を活用して、集落戦略の作成に繋がるよう、市町村と連携して助言していく必要がある。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託				
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動				
b 水路・農道等の管理				
c 多面的機能を増進する活動				
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項				
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

1について第三者機関の意見【必須】

・集落戦略の作成に不安があるとする協定に対し、令和4年度末の状況を確認し、市町村において、総会や座談会の機会を捉えて、作成を進めていく必要がある。県においても、進捗状況を把握し、遅れがみられる協定には、市町村と連携し、作成を促していくことが重要。

・集落戦略の話合いを通じて、課題がでてきた際に、解決策を併せて検討していくためには、地図作成も含めて行政等関係機関の支援が必要。

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話し合いの状況	R 2年度	543		141 (26%)	176 (32%)	226 (42%)
	うち集落戦略	287	85 (30%)	139 (48%)	46 (16%)	17 (6%)
	R 3年度	544		137 (25%)	166 (31%)	241 (44%)
	うち集落戦略	287	20 (7%)	161 (56%)	75 (26%)	31 (11%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

3回以上話し合いを行う協定数が令和3年度に微増しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中においても、話し合い（書面での情報共有含む）による合意形成が浸透してきていることがうかがえる。
一方で、対面による話し合いに制限を受けていることから、集落戦略などの作成に苦慮しているものと思われる。

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	255 協定	89 %
② 協定参加者以外の集落の住民	58 協定	20 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	101 協定	35 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	3 協定	1 %
⑤ 協定役員のみ	6 協定	2 %
⑥ 話し合いをしていない	18 協定	6 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

協定参加者以外の集落の住民や市町村等の担当者を交えて、積極的に話し合いを行っている協定がある一方で、協定役員のみにとどまったり、話し合いができていない協定が一定数ある。
総会などの集いの場を活用して、集落戦略の作成に繋がるよう、市町村と連携して助言していく必要がある。

3について第三者機関の意見【必須】

- ・コロナ禍において、話し合いの回数が微増していることや、令和2年度から令和3年度にかけて、集落戦略の話し合いをしていないとする協定数が減っていることは良い傾向。
- ・協定参加者を主体に話し合いをされるのが基本ではあるが、解決策がなかなか見出せないため、市町村、JA、協定参加者以外の集落の住民にも参加してもらい、議論を活発にしていく必要がある。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	258	協定 47 %	① 協定書作成に係る支援		協定 %
② 集落戦略作成に係る支援	226	協定 42 %	② 目標達成に向けた支援		協定 %
③ 目標達成に向けた支援	143	協定 26 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援		協定 %
④ 協定の統合・広域化への支援	60	協定 11 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援		協定 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	210	協定 39 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援		協定 %
⑥ ①～⑤以外の支援	15	協定 3 %	⑥ ①～⑤以外の支援		協定 %
⑦ 特に支援を要望しない	161	協定 30 %	⑦ 特に支援を要望しない		協定 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書作成や事務負担軽減に係る支援を求める協定が多く、活動を継続していく上で大きな課題となっている。全国の成功事例（地域内の複数集落協定で協議会を設立し、専任の事務職員を雇用することで、会計事務等の負担軽減を図った事例など）を参考に、専任の事務職員をおいている集落活動センターなどとの連携について、市町村と協議していく必要がある。

また、協定の統合・広域化への支援を求める協定も一定数あるため、近隣の協定との連携ができないかについても、市町村と協議していく必要がある。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・中山間地域の課題解決のため、国に対して、現場の状況をしっかり発信していくことが必要。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数		割合	
継続意向の協定数		513	協定	94	%
の広 意域 向化	広域化の意向がある	99	協定	19	%
	広域化の意向はない	414	協定	81	%
廃止意向の協定数		31	協定	6	%
協定 廃止 の 理由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	19	協定	61	%
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	28	協定	90	%
	③ 地域農業の担い手がないため	16	協定	52	%
	④ 農業収入が見込めないため	6	協定	19	%
	⑤ 鳥獣被害の増加	14	協定	45	%
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	5	協定	16	%
	⑦ 圃場条件が悪いため	3	協定	10	%
	⑧ 事務手続きが負担なため	5	協定	16	%
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	6	協定	19	%
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	4	協定	13	%
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1	協定	3	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため		協定		%
	⑬ その他	1	協定	3	%

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		協定	%
廃止意向の協定数		協定	%
協定 廃止 の 理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

市町村の推進方針を踏まえつつ、広域化の意向がある協定には、個別に状況把握を行い、広域化に向けた検討を行うよう、市町村へ助言していく。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止意向の協定は高齢化が主な原因であるため、近隣の集落協定との広域化の検討、対象農地を絞っての維持も含め活動継続の可能性を模索するよう市町村へ助言していく。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

- ・ 広域化の意向がある協定には、広域化に向けて、廃止意向の協定は、広域化も含めて、活動継続の検討ができるよう、状況をしっかり把握し、支援していくことを望む。
- ・ なお広域化にあたっては意味がある範囲で協定を結ぶ必要がある。単に事務負担軽減や高齢化により範囲を決定すると、肝心の共同活動や農地保全が空洞化してしまって、本末転倒。目的を達成するため、行政側で誘導してもらいたい。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	96人 (18%)	60～69歳	177人 (33%)	70～79歳	224人 (41%)	80歳～	46人 (8%)
代表者になってからの年数	～2年	68人 (13%)	3年～7年	159人 (29%)	8年～	317人 (58%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	429人 協定 (84%)		ない	84人 協定 (16%)			

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	128人 (24%)	60～69歳	194人 (36%)	70～79歳	191人 (35%)	80歳～	30人 (6%)
担当者になってからの年数	～2年	85人 (16%)	3年～7年	166人 (31%)	8年～	293人 (54%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	479人 協定 (93%)		ない	34人 協定 (7%)			

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在			今後				
なし		509人	協定	94人	%	511人	協定	94人	%
あり		35人	協定	6人	%	33人	協定	6人	%
委任先	行政書士・公認会計士	1人	協定	3人	%		協定		%
	事務組合		協定		%		協定		%
	NPO		協定		%		協定		%
	集落法人	2人	協定	6人	%	3人	協定	9人	%
	J A		協定		%		協定		%
	土地改良区		協定		%		協定		%
	個人	2人	協定	6人	%		協定		%
	その他	30人	協定	86人	%	30人	協定	91人	%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	協定	法人	協定	任意組織	協定	その他	協定
年齢	～59歳	人	60～69歳	人	70～79歳	人	80歳～	人
後継者の有無	いる	協定	いない	協定				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

代表者や会計担当者が高齢化し、継続に不安を抱える協定が相当数あるため、協定内で役割分担を行い、継続できるよう促す必要がある。
事務委託等、事務負担軽減につながる仕組み作り（集落活動センターとの連携を含む）を提案していく。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

- ・集落協定の代表者等の年齢は半数近くが70才以上であり、80才を超える方も一定数いる。次世代へ引き継いでいくことが必要。定年退職を迎える世代（60代、70代）をターゲットに、中山間地域での地域づくりに関心を持ってもらえるようなセミナーを開催し、啓発していくことが必要ではないか。
- ・地域おこし協力隊なども積極的に活用されるよう望む。

都道府県中間年評価書
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部農業政策課
-------	-----	------	------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	544	協定	109	協定
個別協定		協定		協定
廃止協定		協定	16	協定
未実施集落		集落	31	集落
市町村		市町村	31	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	18	協定	17	%
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	11	協定	10	%
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	54	協定	50	%
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	16	協定	15	%
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	2	協定	2	%
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	8	協定	7	%

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数		割合	
① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	81	協定	74	%
② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	28	協定	26	%

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数		割合	
① アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	9	協定	8	%
② 話し合いをリードする者を活用して進めた	25	協定	23	%
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	35	協定	32	%
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	21	協定	19	%
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	3	協定	3	%
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	2	協定	2	%
⑦ その他		協定		%
⑧ 特になし	2	協定	2	%
⑨ まだ作成していない	6	協定	6	%

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	10 協定	9 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	5 協定	5 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている		
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	3 協定	3 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	10 協定	9 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	3 協定	3 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	7 協定	6 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	3 協定	3 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	32 協定	29 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	4 協定	4 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	1 協定	1 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	10 協定	9 %
⑬特に何もしていない	13 協定	12 %
⑭その他	2 協定	2 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の作成に当たっての工夫では、市町村等の協力を得て進めた協定が最も多く、有効な手法と思われる。
 また、地域ぐるみで取り組むことにより効果が得られやすい、鳥獣害対策の実施や集落営農の組織化などの動きが一定数あり、集落戦略の作成が産地の維持や産業の活性化につながる前向きな取組につながっていると考えられる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・集落戦略の作成では、集落で防災の課題、空き家の課題など、それぞれが計画を策定しているのが現状、農業を含めて集落全体の将来像を描けるよう県が誘導してもらいたい。集落活動センターなどを拠点に、集落戦略作りを進めていくことが理想的。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	1 (1%)		6 (6%)	1 (1%)	13 (12%)
②協定代表者以外の協定参加者			1 (1%)	1 (1%)	5 (5%)
③統合された集落協定又は集落の側から					
④市町村等の行政からの働きかけ	1 (1%)		1 (1%)	1 (1%)	6 (6%)
⑤その他					

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	27 協定	25 %
②協定対象農用地の1～3割	29 協定	27 %
③協定対象農用地の3～5割	26 協定	24 %
④協定対象農用地の5割以上	16 協定	15 %
⑤荒廃化していない	11 協定	10 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	85	協定	78	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	11	協定	10	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	13	協定	12	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	5	協定	5	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	3	協定	3	%
③以前と変わらない	3	協定	3	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定		%
⑤その他		協定		%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	86 (79%)	1 (1%)		3 (3%)	1 (1%)	10 (9%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	92 (84%)			2 (2%)		4 (4%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	21 (19%)			2 (2%)		2 (2%)
④農業（農外）収入が増加した	17 (16%)			2 (2%)	1 (1%)	3 (3%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	6 (6%)					1 (1%)
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	8 (7%)					1 (1%)
⑦鳥獣被害が減少した	48 (44%)					5 (5%)
⑧荒廃農地を再生した	10 (9%)	1 (1%)				1 (1%)
⑨都市住民等との交流が増加した	5 (5%)			1 (1%)	1 (1%)	2 (2%)
⑩定住者等を確保した	5 (5%)				1 (1%)	
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	5 (5%)					
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	44 (40%)				1 (1%)	1 (1%)
⑬その他	2 (2%)					
⑭特に効果は感じられない				1 (1%)		1 (1%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

大半の協定が、本制度に取り組まなかった場合に荒廃農地が増えていたと回答していることや、制度全体の効果としても、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持を選択する協定が多いことから、中山間地域等における耕作放棄の発生防止という事業目的は達成している。

また、集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持されたとする協定も一定数あり、共同で農地等を保全していくことで集落機能の継続にも寄与している。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・荒廃農地の発生を防止していくためには、協定を継続し、共同活動を実践していく必要がある。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	58 (53%)	57 (52%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	55 (50%)	51 (47%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	35 (32%)	30 (28%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	1 (1%)	4 (4%)
⑤農作業の共同化	13 (12%)	12 (11%)
⑥農業機械の共同利用	20 (18%)	21 (19%)
⑦鳥獣害対策	72 (66%)	64 (59%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	13 (12%)	13 (12%)
⑨都市住民との交流活動	6 (6%)	6 (6%)
⑩農産物の販売・加工	14 (13%)	15 (14%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	11 (10%)	11 (10%)
⑫生き物観察や生物保全活動		
⑬その他	3 (3%)	2 (2%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	4 (4%)	7 (6%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	45 (41%)	45 (41%)
②自治会、町内会	43 (39%)	38 (35%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	15 (14%)	14 (13%)
④地域運営組織	11 (10%)	12 (11%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	4 (4%)	3 (3%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	5 (5%)	6 (6%)
⑦大学		
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	25 (23%)	28 (26%)
⑨民間企業	2 (2%)	2 (2%)
⑩地域おこし協力隊	7 (6%)	7 (6%)
⑪その他	1 (1%)	1 (1%)
⑫連携している組織はない	27 (25%)	24 (22%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定対象農用地以外の農用地や農道・水路等の保全活動を実施している協定が半数ほどあり、本制度に取り組むことによって、集落で一体的な共同活動がなされていることがうかがえる。連携組織としては、自治会、町内会など集落内の組織と連携されていることから、さらに農業団体以外の組織との連携を促すとともに、農村RMOの形成など新たな視点も加えて、活動の継続を図る必要がある。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

「農業団体以外の組織」との連携を促すことは、非常に有効な対策。地域において、商工会などお互いの取組を知らないケースが多く、広範囲に情報発信し、連携を促していくことが大切。行政主導で進めてもらいたい。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	協定	%
②協定対象農用地の1～3割	協定	%
③協定対象農用地の3～5割	協定	%
④協定対象農用地の5割以上	協定	%
⑤荒廃化していない	協定	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	協定	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	協定	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	協定	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	協定	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	協定	%
③以前と変わらない	協定	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	%
⑤その他	協定	%

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	協定	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	協定	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	協定	%
④農業（農外）収入が増加した	協定	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	協定	%
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	協定	%
⑦鳥獣被害が減少した	協定	%
⑧荒廃農地を再生した	協定	%
⑨都市住民等との交流が増加した	協定	%
⑩定住者等を確保した	協定	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	協定	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	協定	%
⑬その他	協定	%
⑭特に効果は感じられない	協定	%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	協定	%
②現状維持	協定	%
③規模拡大より農地を集約したい	協定	%
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	協定	%

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	協定	%
②基盤整備済みの圃場であること	協定	%
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	協定	%
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	協定	%
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	協定	%
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	協定	%
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	協定	%
⑧ほ場が面的にまとまっていること	協定	%
⑨賃料が安いこと	協定	%
⑩その他	協定	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	11 協定	69 %
② 作付けしない農用地がある	11 協定	69 %
③ 転用された農用地がある	4 協定	25 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	協定	%
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	%
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	2 協定	13 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	3 協定	19 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	10 協定	63 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 協定	6 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	%
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	1 協定	6 %
⑫ その他	協定	%

1について都道府県の所見【必須】

廃止協定においては、荒廃した農用地が増えている現状があるため、協定を継続していくことが重要と考える。

1について第三者機関の意見【必須】

・第6期対策に向けて、広域化の検討など廃止協定を少しでも減らす努力をお願いする。
 ・なお広域化にあたっては意味がある範囲で協定を結ぶ必要がある。単に事務負担軽減や高齢化により範囲を決定すると、肝心の共同活動や農地保全が空洞化してしまって、本末転倒。目的を達成するため、行政側で誘導してもらいたい。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	3 協定	19 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	8 協定	50 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	1 協定	6 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	%
⑤ 農作業の共同化	協定	%
⑥ 農業機械の共同利用	協定	%
⑦ 鳥獣害対策	3 協定	19 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	%
⑨ 都市住民との交流活動	協定	%
⑩ 農産物の販売・加工	協定	%
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	協定	%
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	%
⑬ その他	1 協定	6 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	4 協定	25 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	5 協定	31 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	1 協定	6 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	4 協定	25 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

共同活動は減少傾向であるが、農道・水路等の維持・管理活動は半数の集落で継続されており、共同活動の仕組みが定着している。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・交付金を受けなくても共同活動の仕組みが定着しているのは、事業の成果である。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	2 協定	13 %
②いない	12 協定	75 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	3 協定	19 %
②いない	11 協定	69 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	2 協定	13 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	7 協定	44 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	4 協定	25 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	1 協定	6 %
⑤荒廃化しない	協定	%

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

廃止協定においては、荒廃した農用地が増えていくと想定されるため、協定の継続に向けた支援が重要となってくる。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・第6期対策に向けて、広域化の検討など廃止協定を少しでも減らす努力をお願いします。
 ・なお広域化にあたっては意味がある範囲で協定を結ぶ必要がある。単に事務負担軽減や高齢化により範囲を決定すると、肝心の共同活動や農地保全が空洞化してしまって、本末転倒。目的を達成するため、行政側で誘導してもらいたい。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	1 協定	6 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	協定	%
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	9 協定	56 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	2 協定	13 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	協定	%
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	2 協定	13 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	11 協定	69 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	3 協定	19 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	4 協定	25 %
②活動に参加する農家はない	10 協定	63 %
③近隣集落に協定がない	協定	%

5について都道府県の所見【必須】

高齢化等により、農地の自己保全が精一杯であり、共同活動への参加が困難となっているものと思われる。

5について第三者機関の意見【必須】

・近隣の集落協定から誘いがあった場合、参加する農家もいると回答されているため、個別に対応していくようお願いする。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	8 集落	26 %
②いない	6 集落	19 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	5 集落	16 %
②いない	9 集落	29 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	4 集落	13 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	8 集落	26 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	3 集落	10 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	%
⑤農作業の共同化	1 集落	3 %
⑥農業機械の共同利用	2 集落	6 %
⑦鳥獣害対策	3 集落	10 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 集落	3 %
⑨都市住民との交流活動	1 集落	3 %
⑩農産物の販売・加工	3 集落	10 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	3 集落	10 %
⑫生き物観察や生物保全活動	1 集落	3 %
⑬その他	集落	%
⑭集落で共同活動は実施していない	6 集落	19 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

まとめ役や担い手がいる集落については、農地の保全活動など共同活動が実践されているものと思われる。
一方で、共同活動ができていない集落もあるため、市町村を通じて本制度の活用を促していく。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・十分に本制度を認知されていない集落もあるため、引き続き事業の周知をお願いする。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	集落	%
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	4 集落	13 %
③各農家がそれぞれ耕作	10 集落	32 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	集落	%

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	8 集落	26 %
② 作付けしない農用地がある	7 集落	23 %
③ 転用された農用地がある	4 集落	13 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	集落	%
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	集落	%
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	1 集落	3 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	7 集落	23 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	8 集落	26 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	3 集落	10 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	集落	%
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	5 集落	16 %
⑫ その他	集落	%

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	2 集落	6 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	6 集落	19 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 集落	6 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	2 集落	6 %
⑤ 荒廃化しない	2 集落	6 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

荒廃農用地や鳥獣被害の発生が懸念される状況にあり、地域計画作成の機会などを活用して、本制度や農村RMOなどの仕組みを提案し、共同活動の取組を推進していく。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・十分に本制度を認知されていない集落もあるため、引き続き事業の周知をお願いする。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	7 集落	23 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	3 集落	10 %
③ 知らない	4 集落	13 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	6 集落	19 %
② 出たことはない	4 集落	13 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	2 集落	6 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	集落	%
③事務手続きが負担となるため	1 集落	3 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	4 集落	13 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	集落	%
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	集落	%
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	集落	%
⑧農業収入が見込めなかったため	1 集落	3 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	集落	%
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	1 集落	3 %
⑪ほ場条件が悪いため	2 集落	6 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	集落	%
⑬その他	集落	%

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	4 集落	13 %
②ない	10 集落	32 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

制度を知らない集落もあるため、引き続き、事業周知を行う。取り組む意向のある集落には、市町村を通じて個別に事業説明するなど、活用を促す。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

- ・十分に本制度を認知されていない集落もあるため、引き続き事業の周知をお願いする。
- ・取り組み意向のある集落には、個別に対応していくようお願いする。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	12 市町村	39 %
②一定程度貢献した	17 市町村	55 %
③やや貢献した	2 市町村	6 %
④貢献していない	市町村	%

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	29 市町村	94 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	30 市町村	97 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	9 市町村	29 %
④農業（農外）収入が増加した	4 市町村	13 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	4 市町村	13 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	2 市町村	6 %
⑦鳥獣被害が減少した	12 市町村	39 %
⑧荒廃農地を再生した	3 市町村	10 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 市町村	6 %
⑩定住者等を確保した	市町村	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	市町村	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	5 市町村	16 %
⑬その他	市町村	%
⑭特に効果は感じられない	市町村	%

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	19 市町村	61 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	12 市町村	39 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度については、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持に貢献していると評価している市町村が大半であり、事業目的は達成している。
地域の実情に沿った制度の見直し（事務負担の軽減が最も多い）を求め、集落協定、市町村ともに事業を活用しやすい環境づくりが必要。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・本制度を評価している市町村が大半である。事務負担の軽減など必要な制度見直しを行い、継続が必要。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	11 市町村	35 %
②傾斜区分の要件緩和	11 市町村	35 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	9 市町村	29 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	15 市町村	48 %
⑤必須活動の内容の緩和	12 市町村	39 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	11 市町村	35 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	4 市町村	13 %
⑧交付単価の増額	12 市町村	39 %
⑨加算の充実	3 市町村	10 %
⑩交付金返還規定の緩和	14 市町村	45 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	26 市町村	84 %
⑫その他	2 市町村	6 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	28 市町村	90 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	13 市町村	42 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	12 市町村	39 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	4 市町村	13 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	16 市町村	52 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	1 市町村	3 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	9 市町村	29 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	4 市町村	13 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	6 市町村	19 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	1 市町村	3 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	11 市町村	35 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	11 市町村	35 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	5 市町村	16 %
⑭その他	1 市町村	3 %
⑮特になし	市町村	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担軽減を求める声が多く、協定の継続のためには、必要な対応であると思われる。市町村に聞き取りを行い、改善点を国へ提案していく必要がある。
担い手の確保や鳥獣害対策などについては、市町村を通じて、支援策の周知を行う。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・中山間地域の課題解決のため、国に対して、現場の状況をしっかり発信していくことが必要。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	16 市町村	52 %
②若干の減少が見込まれる	15 市町村	48 %
③かなりの減少が見込まれる	市町村	%
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	%
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	%
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	市町村	%

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	市町村	%
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	市町村	%
③地域農業の中心となる者がいないため	市町村	%
④農業収入が見込めないため	市町村	%
⑤鳥獣被害増加のため	市町村	%
⑥事務手続きが負担なため	市町村	%
⑦交付金の遡及返還が不安なため	市町村	%
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	市町村	%
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	市町村	%
⑩その他	市町村	%

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	2 市町村	6 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	5 市町村	16 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	2 市町村	6 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	市町村	%
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	市町村	%
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	%
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	23 市町村	74 %
⑧その他	市町村	%

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

広域化の意向がある協定は、個別に状況把握を行い、広域化に向けた検討を行うよう市町村へ助言していく。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

・広域化にあたっては意味がある範囲で協定を結ぶ必要がある。単に事務負担軽減や高齢化により範囲を決定すると、肝心な共同活動や農地保全が空洞化してしまって、本末転倒。目的を達成するため、行政側で誘導してもらいたい。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃が進む	9 市町村	29 %
②やや荒廃が進む	22 市町村	71 %
③荒廃化しない	市町村	%
④荒廃農地の解消が進む	市町村	%

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	%
②今と変わらない	13 市町村	42 %
③今よりも減少する	18 市町村	58 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	%
②今と変わらない	10 市町村	32 %
③今よりも減少する	21 市町村	68 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

高齢化により厳しい状況が想定されるため、様々な施策を複合的に講じていく必要がある。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

・本制度への取組を通じて、耕作放棄を抑制するよう望む。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	15 市町村	48 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	3 市町村	10 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	12 市町村	39 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	8 市町村	26 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	2 市町村	6 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	13 市町村	42 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	6 市町村	19 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	21 市町村	68 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	1 市町村	3 %
⑩その他	1 市町村	3 %
⑪特になし	2 市町村	6 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	8 市町村	26 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	8 市町村	26 %
③関係機関の協力を得て進めた	10 市町村	32 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	11 市町村	35 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	2 市町村	6 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	1 市町村	3 %
⑦その他	2 市町村	6 %
⑧特になし	3 市町村	10 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

策定マニュアルを活用した研修会の開催やアドバイザーによる協定向けのワークショップ開催など支援してきたが、市町村によっては話し合いの場の設定が困難な地域もある。
 今後、最終年（R6年度）までの集落戦略作成に向けて、他地区の工夫事例を紹介するなど、具体的な方法に踏み込んで、助言していく。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・市町村職員は、若手主体となり、かつ多様な業務を抱えている状況。農業部門の経験豊富な職員が減ってきている。職員（若手）と地域（高齢者）との世代間ギャップも、ひとつの課題ではないか。そうした部分を繋ぐ、関係機関（JAなど）や地域のことがわかっている方などに参加してもらい機運を高める必要がある。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	4 市町村	13 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	8 市町村	26 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	%
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	15 市町村	48 %
⑤その他	4 市町村	13 %

5について都道府県の所見【必須】

活動の継続、集落機能強化のため、農村RMOの形成は、有効な手法であるため、現在、事業実施中の4町村に加え、推進を希望する市町村等を中心に、引き続き、啓発普及を行う。

5について第三者機関の意見【必須】

・農村RMOの推進に関して、市町村が消極的。まずは、推進を希望する市町村から啓発普及の継続をお願いする。
 ・市町村同士の連携も大切ではないか。近隣の市町村で情報共有を行い、成功事例の横展開が必要。

都道府県の推進体制に関する自己評価票

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部農業政策課
1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容			
(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし			
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし			
③統合・広域化に向けた話し合いに出席			○
④協定や集落との意見調整			
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
⑥目標達成に向けた技術的助言			○
⑦事例紹介			○
⑧協定役員等を参集した説明会の開催			
⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑩その他	広域化を目指す協定の把握を行い、市町村に対し、広域化加算や集落機能強化加算の紹介		○
⑪特に何もしていない			
(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ			
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ			
③近隣協定への参加を働きかけ			
④チラシ等を配布			
⑤制度の説明会への出席を依頼			
⑥その他	5期対策の開始にあたり、前期から協定数が減った市町村を訪問して状況等の聞き取りを行い、助言		○
⑦特に何もしていない			
(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落戦略の話し合いに出席			○
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介			○
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
④協定に対する技術的助言			○
⑤事例紹介			
⑥協定役員等を参集した説明会の開催			
⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑧その他	集落戦略策定マニュアル(国作成)を活用し、市町村担当者等に集落戦略作成に向けた研修会の開催		○
⑨特に何もしていない			

2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況<全都道府県（令和4年度8月現在の状況）>
 （該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	○
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	○
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他	
⑫特になし	

3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

（1）市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価<全都道府県>	○
（2）関係機関との連携についての自己評価<全都道府県>	○
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	